

拠出年金への移行を推進している。例えば、イタリアでは自営業者以外の新たな年金制度は確定拠出年金しか許可されなくなった。従って、今までは確定給付年金が主たる企業年金制度であったが、今後確定給付年金は急速に衰退する。また、デンマークでは確定給付年金と確定拠出年金が併用されているが、既に 90%は確定拠出年金になっている。但し、設立時期によって 1.5%、2.5%、4.5%のいずれかの利回りが保証されている。

一方、確定拠出年金は、個人レベルでの運用リスクに関連して深刻な疑問を提起しており、これが確定拠出年金の制度上の弱点として広く認識されている。例えば、誰が責任をとるのか、どこまで個人が投資リスクを負えるのか、エンロン等の倒産のケースはどうなるのか等である。

スウェーデンでは社会保障年金の拠出金の 2.5%が積み立てられ、個人勘定で投資される。加入者は 628 ファンドの中から自分が投資するファンドを選択するが、2002 年 3 月までの 18 ヶ月間での平均運用実績は -14%となっている。最も人気の高いファンドの運用実績は -38%で、デフォルト・ファンドの運用実績は -11%となっている。確定拠出年金は市場環境が良好な場合は良い商品であるが、市場が下落した場合、制度はどのように維持されるのか。このような点を考慮すると、必ずしも米国の 401(k)タイプの確定拠出年金が答えではないだろう。これは本質的にリスクを被用者に転嫁したものであり、より保守的な資産配分につながる可能性がある。また、確定拠出年金では積立が十分な水準に達しないまま退職を迎えてしまう可能性がある。このような理由で欧州には確定拠出年金への移行に躊躇する向きもある。

2. 退職所得保障における第 2 の柱（職域退職給付制度）の役割

公的年金の給付がほどほどの水準にある米国では平均的な所得水準にある退職者の総所得の約 60%を社会保障年金が占めている。欧州の社会保障年金は一般的にそれよりも高い水準にあり、例えば、フランス、ドイツ、スウェーデンなどでは 80%を占めている。従って、イギリスやオランダを除いて、欧州での第 2 の柱の発展は極めて最近のことであり、それも人材開発マネジメント・ツールの創造というより、第 1 の柱の高い水準の給付が継続不可能となったことに対する結果的な対応としての側面が強い。従って、第 2 の柱の役割はまだ限定的である。我々は第 1 の柱の水準の後退に代わって、第 2 の柱が充実することを期待している。さらに、その適用が十分ではない場合には、補完的な強制年金を創設する必要があると考えている。

しかしながら、最近の経済環境、公的予算の緊縮、資本市場を勘案すると、積立の進捗が遅れるリスクがあることを懸念している。

V. 企業財政の側面

1. 企業会計基準の変更による企業年金制度への影響

(1) IAS19の定義

IAS (International Accounting Standard) 19 は米国の FAS (Financial Accounting Standard) 87 やイギリスの FRS (Financial Reporting Standard) 17 と同様、財務諸表における被用者給付の会計上の取り扱い方法や情報公開の要件を取り決めている。FRS17 と同様、IAS19 は企業法定会計基準において年金および他の形態の退職給付の取り扱い方法を規定している。ここでは退職給付は会計上 2 つに分類される。

確定拠出年金：財務諸表上の費用は事業主の年金制度への拠出額と等しく、従って、企業にとっての負債は貸借対照表上に計上されない。

確定給付年金：財務諸表上の費用は年金数理上支払われる拠出額とは無関係である。費用と拠出の累積相違額が負債あるいは前払い資産として貸借対照表上に認識される。

金利は高格付け債券の現時点での利回りを基準とする。従って、金利変動に伴い企業の負債も変動する。割引率の微小な変動が負債額を大きく動かし、貸借対照表や損益計算書上での大きな変動につながることもある。さらに、IAS19 では企業は予想インフレと予想生産性向上を勘案して、将来の報酬を推定しなければならない。

(2) IAS19 と FRS17 の主な相違点

FRS17 と異なり、IAS19 と FAS87 では一定額までの稼得あるいは損失の認識の繰り延べが認められている。認識の繰り延べは毎年の変動を逐一財務諸表に反映させるのではなく、それらをなだらかにする機能を果たしている。

一方、FRS17 では、毎年全ての稼得も損失も完全に財務諸表上に認識されなければならない。

(3) IAS19 と FRS17 の影響

イギリスでの FRS17 の導入以降、多くの事業主が確定給付年金を終了し、確定拠出年金の採用を決定している。しかしながら、長寿化の進行や投資リターンの低下等も同時に起こっているため、どの程度新会計基準が確定給付年金から確定拠出年金への移行に影響しているのか我々は判断できない。

オランダ、ドイツ、ベルギーといった国々では依然確定給付年金が支配的である。しかしながら、既に、この新会計基準に照らして、企業がこの方針を見直し始めている兆候が見られている。

一般的に大陸多国籍企業は、外国子会社の給付制度に関しては自由放任主義をとっていたが、IAS19 の下では年金基金のリターンが直接的に影響するため、企業が負うことができる総リスクを表すグローバル投資方針の重要性がより強く認識されるであろう。

2. 企業年金制度のリターン低下と積立不足による企業財政への影響

(1) 欧州各国の年金基金の過去の運用実績

1992年から1999年までの欧州諸国の過去の運用実績は非常に良好で、積立余剰の発生に大きく寄与した。しかしながら、2000年と2001年の運用実績はマイナスかゼロとなっている。2002年も楽観できない状態である。

しかしながら、過去長期にわたっては満足できる水準にあり、この点が日本とは異なる。

(2) 投資におけるマイナス・リターンの影響

多くの確定給付年金で積立余剰は消滅した。2001年には、減少したものの積立余剰は、まだ、残っていた。例えば、ベルギーの平均積立率は2000年には162%であったが、2001年には145%に低下した。

(3) 監視当局からの反応

このような積立余剰の減少あるいは消滅に当局が対応を始めている。

安全基準に非常に積極的なオランダ当局は、オランダの1000の企業年金に105%の積立水準の達成を要請するガイドラインを発行した。現在の法制は保有株式の35%の下落を許容できるだけの余剰金の保有を義務付けているが、当局は対象となる下落率を40%まで引き上げることが警告している。この制度変更は余剰金の水準が低くても良い資産への選好を強める方向に機能し、オランダの年金制度は高い水準の余剰金を要求される株式を売却し、債券に資産を移行するであろう。

また、このようなガイドラインは、期限が短すぎ、非現実的であるとの批判も起きている。オランダの年金制度の3分の1は積立率が100%以下であり、これらの年金制度は、今後1年間にこの状況を修正し、8年間に必要とされる余剰金水準を達成しなければならない。市場が回復しなければ、保険料を引き上げることが強制される。

ベルギーでもオランダと同様の事象が起きている。ベルギーの年金ファンドはオランダほど株式を保有していないものの、ベルギー当局は、年金基金は積立不足になってはいない、と装っている。

イギリスも基本的には自由放任であった。しかしながら、大規模年金制度は50%の積立不足であり、FRS17の適用により、過去においては十分に積み立てられていた複数の年金ファンドが財務危機に陥っている。

低リターンの市場環境に直面して、数理上の金利仮定がより現実的な水準に引き下げられている。これにより、負債は資産よりも早く増加し、その結果、大きなギャップが生じている。

(4) 負債超過となった場合の対応

拠出を増やすべきか、給付を下げるべきか。コントリビューション・ホリデーの終焉に際して、現在までのところ、それは決定されていない。ソルベンシー・マージンが一定以下となれば、強制的な株式売却が適用されるリスクもある。それは実際に2001年にベルギ

一で小規模ながら起きている。

それ以外の選択肢は以下のようなものである。

確定拠出年金への移行

余剰金が消滅してしまった現在、事業主は明らかに確定給付年金の運営に耐えられなくなっている。さらに、彼らは確定給付年金の全体としての安全性を提供するに十分な対応ができていないようにも見える。多くの年金制度では新規採用者に対する最終報酬準拠制度の適用を取りやめている。一方で、欧州では確定拠出年金への事業主拠出は低水準である。例えば、アイルランドの確定給付年金の 26%が来年、新規採用者へ確定給付年金の適用を見合わせることを検討しているが、アイルランドでの確定拠出年金への拠出率は確定給付年金の約半分である。イギリスでは、確定拠出年金の一種であるステーク・ホルダー年金の成立により、事業主は被用者にその年金への加入機会を提供しなければならなくなったが、この制度において事業主拠出は義務ではない。

改革に強力に反対している労働組合があるために、ドイツやベルギーで導入される確定拠出年金では、一般的に保証リターンが設定されている。ベルギーの場合は 3.25%に法定されることが見込まれている。このようなケースでは、誰がそのリターンを保証するかが問題になる。スイスでは、政府が職業年金制度の最低保証金利を 4%から 3%に引き下げることが発表された。

債券運用への移行

債券運用は利回りが低いため、十分な解決策にはならない。

オルタナティブ投資への移行

オルタナティブ投資は部分的な解決にはなるものの、以下のような問題を伴う。

- ・ 規制が十分ではない市場
- ・ 透明性の欠如
- ・ 高いボラティリティ
- ・ 低い流動性
- ・ 費用

オルタナティブ投資のウェイトは増加したとはいっても、不動産を除けば、依然全資産の 1%以下の低い水準に留まっている。これらの問題が解決されない限り、オルタナティブ投資の利用は限界的なレベルに留まるであろう。

VI. 投資の側面

1. EUにおける投資規制

ここでも、欧州各国で規制は異なる。

欧州議会で承認されなければならない職域退職給付制度機関 (IORP) に関する指令は定

性的なアプローチを強調しており、定量的な規制には反対している。

各国においては、イギリス、アイルランド、オランダ等は自社株への投資（総資産の5%が上限）以外の定量的規制はない。一方、ベルギー、スペイン、イタリア、スウェーデンでは定量的な意味合いの強い、プルーデントを目指す緩い規制が採用されている。さらに、ドイツ、デンマーク、オーストリア、フランス等では、債券での運用を推進する、より厳格な定量的規制が課されている。

例えば、オーストリアでは総資産の最低40%はユーロ建ての、債券、モーゲージ債、クレジット商品に投資しなければならない。株式の上限は40%で、そのうちの25%以下しか外国株式への投資はできない。さらに、不動産への投資は20%が上限であり、そのうちの10%しか外国への投資はできない。ファンドの総資産の外国への投資は45%が上限である。

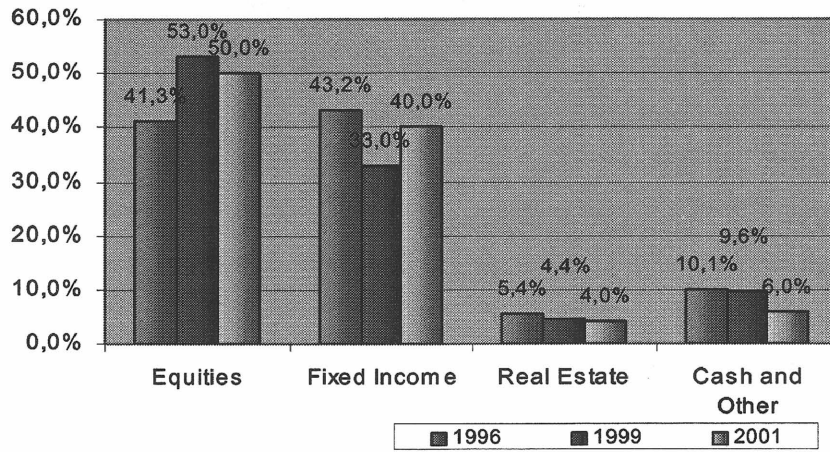
しかしながら、これらの諸国でもこのような規制は徐々に緩められている。ユーロの導入がこの変更の転機となった。

2. 市場下落後の企業年金ファンドの投資およびポートフォリオ戦略の変更

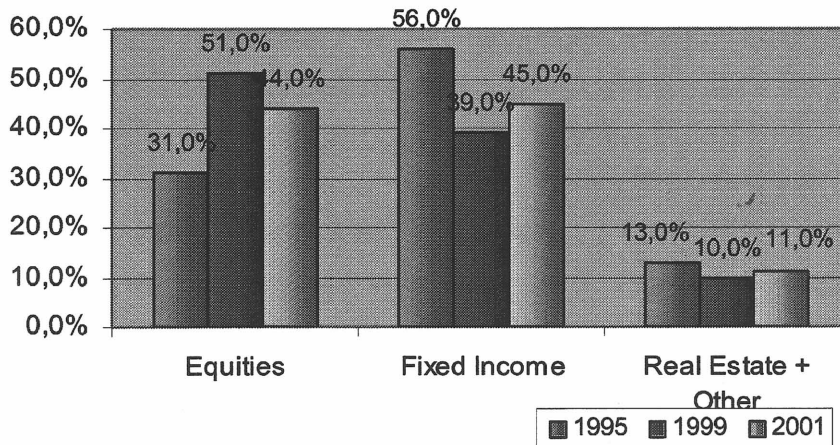
市場の崩壊と投資リターンの急低下を受けて、警戒感が高まっている。戦略的資産配分（SAA）は修正が必要かといった問題が提起され、一部のファンドは対応を始めている。しかしながら、全体としては非常に慎重である。何故なら、軟調な市場環境といった理由は単に経過的な問題であり、それによってSAAを軽々しく変更するものではないと考えられている。さらに、この問題には年金の負債サイドの成熟度も関係するからである。現在までのところ、年金の負債サイドの成熟度はほとんど変わっていない。現在までの変更は以下の通りである。

- 株式への資産配分は、市場の下落と一部の積極的な意思決定によって減少した。
- 債券への資産配分は、「質への逃避」による国債買い増しと、信用力低下に注意しながらの社債購入によって、増加している。
- 不動産投資への資産配分は増加している。
- オルタナティブ投資（プライベート・エクイティ、ヘッジ・ファンド等）への資産配分は増加しているが、まだ、1%以下で非常に少ない。

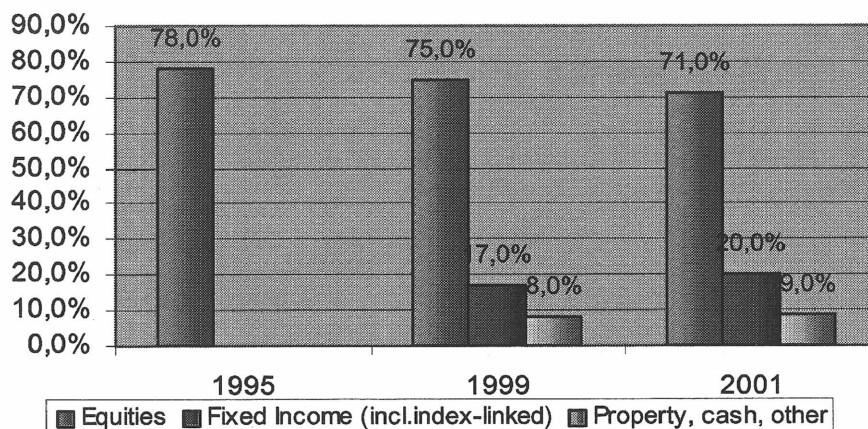
Belgian Pension Funds



Dutch Pension Funds (excl. ABP)*



UK Pension Funds



3. 企業年金ファンドの運用実績改善に向けての具体的な解決方法

結論としては、単に警戒心を掻き立てるのではなく、プルーデンスが必要なことを強調すべきである。年金ファンドの負債と投資は非常に長期間にわたるものである。一方で将来は予測不可能で、利益水準の予測は極めて短期的なものだからである。さらに、金利の変動も激しい。

重要な点は

- ・ 資産運用には、まだ改善点がある。
- ・ コーポレート・ガバナンスと年金ファンド・ガバナンスの改善が進められなければならない。
- ・ より高い透明性が必要である。
- ・ リスク管理体制の改善が必要である。
- ・ より密接な運用会社の監視が避けられない。

債券以外の資産は経済状態との関連性が非常に高く、従って、プルーデンスと投資資産の分散が重要である。我々は、債券はポートフォリオの中で安定性を維持する機能を果たしていると考えている。しかしながら、我々は長期金利が上昇すると考えており、警戒的に見ている。一方、株式は負債サイドに見合った長期的なリターン確保を考えた場合、必要不可欠な投資資産である。

オルタナティブ投資について、我々は十分な情報を持っていない。一般的には分散向上への潜在的機能が期待されているが、流動性には十分注意しなければならない。

VII. 課題と今後の方向性

極端な市場の動きが積立余剰を吹き飛ばし、一部には積立不足となったファンドも見られる。しかしながら、十分な退職所得に対する必要性は一層高まっている。これは安全性、効率性、透明性、コスト等を強調する汎欧州的な枠組みの中で取り組まれなければならない問題である。国によって年金制度が異なっているが、これも統一性が必要とされている。3つの柱の各々の役割の重要性が高まっている。

VIII. 結論

2002年11月の日本でのミーティング、会議等を通じて、欧州、日本、米国の間の大きな違いが認識された。米国での個人主義的アプローチが際立っていることは、ケン・マクドネル氏の資料にあった通りである。これは米国においては一時金での給付受け取り比率が高いことにも表れている。しかし、一般的に欧州では一時金で年金を受け取ることは禁じられている。団体主義を採っているところが欧州と日本の近い点である。

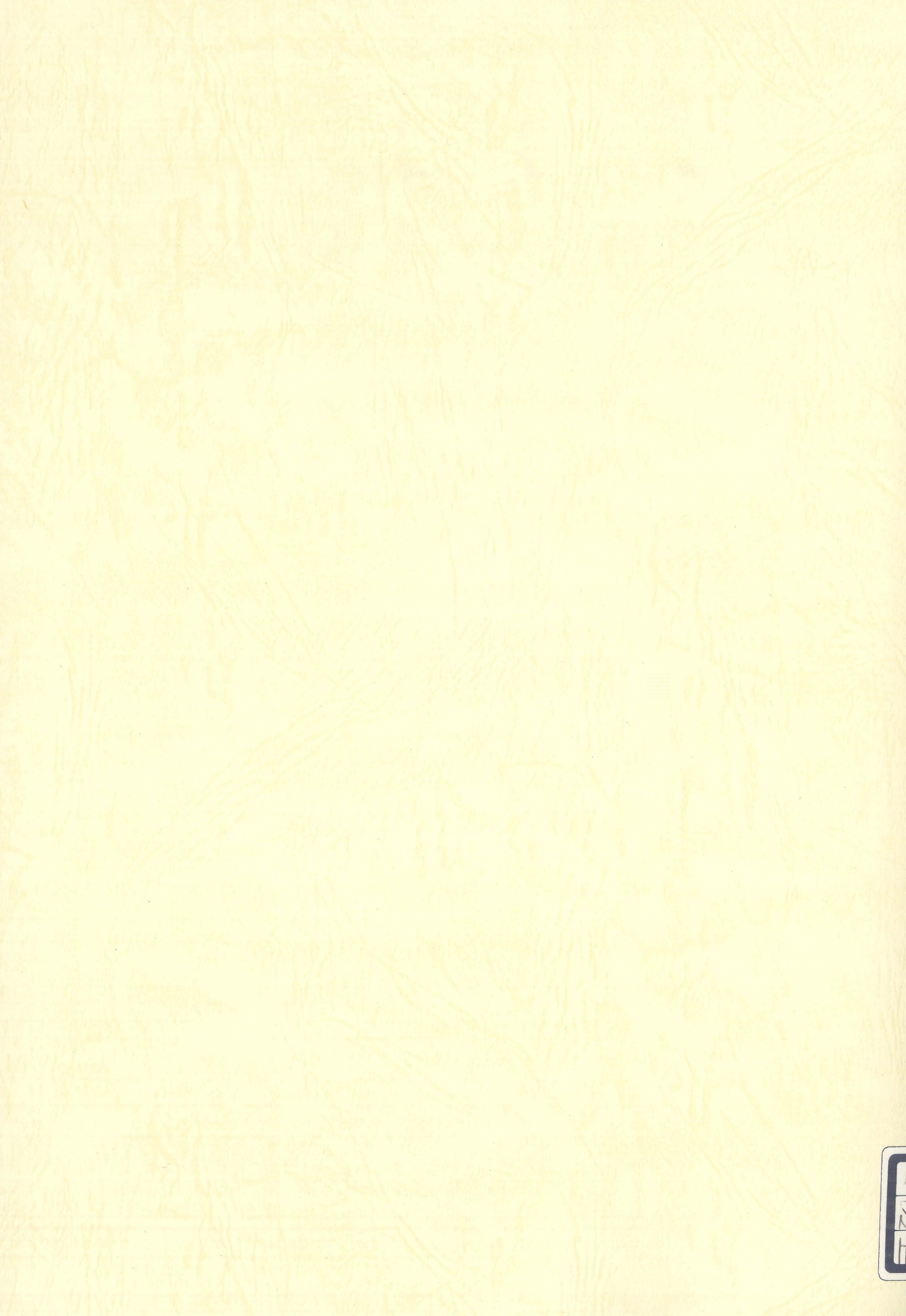
しかしながら、積立不足に表れているように、日本の年金は、欧州や米国に比べ、非常に厳しい状況に直面している。

積立不足に対する対応方法として 2 つの異なる考え方がある。一つは、企業の生き残り問題は年金問題とは無関係で、年金制度から撤退しても企業の収益性は回復しないとする考え方である。合理化、あるいは合併による効果の方が大きいと主張するグループである。

もう一つの考え方は、今は企業の倒産を避けるために年金を終了するべき時であるという考え方である。日本人はコンセンサスを作ることに長けているので、「年金制度の終了が生き残りのために採り得る唯一の方法である。」と主張し、被用者の説得に成功した事業主もいる。

欧州では、まだ(?)年金制度の終了は検討されていない。日本や米国、特にエンロンのケース等を見ると、欧州では現在の年金問題に関して長期的なアプローチと適切な分散投資の実行が重要であるとの認識に変わりはない。

しかしながら、欧州、日本、米国と異なる制度を比較しながら、問題を検討することは非常に貴重な機会である。



20020010 A (資料)

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

人事・財務両面から見た企業年金等退職給付プランのあり方に
関する研究

平成 14 年度 総括研究報告書

第 2 部(資料編)

主任研究者 臼杵 政治

平成 15 年(2003 年) 4 月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

人事・財務両面から見た企業年金等退職給付プランのあり方に
関する研究

平成 14 年度 総括研究報告書

第 2 部 (資料編)

主任研究者 臼杵 政治

平成 15 年 (2003 年) 4 月

「人事・財務両面から見た企業年金等退職給付プランの
あり方に関する調査研究」

【第2部（資料編）】

1. アンケート調査票・・・・・・・・・・ 1
2. アンケート調査結果サマリー・・・・ 19
3. ヒアリング調査結果概要・・・・・・・・ 69

1. アンケート調査票

退職給付プランのあり方に関するアンケート調査票

この調査は、退職金・年金制度の現状・課題を把握し、企業の特性に合った退職金・年金制度のあり方と、各制度の意義・留意点を展望することを目的としています。

ご回答いただきました内容については、研究目的のみに使用され、個別の企業名や回答内容が公表されることは一切ございません。

財団法人 年金総合研究センター (<http://www.nensoken.or.jp>)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-6-4 虎ノ門11森ビル4階

- ◆本アンケートのご回答は、貴社の人事戦略、退職金・年金をご担当されている方にお願いいたします。
- ◆特に断りがない限り、直近の本決算年度末（3月決算期の企業は2002年3月末）の状況についてお答えください。
- ◆お忙しいところ大変お手数ですが、本アンケートは同封の返信用封筒（切手不要）にて12月6日（金）までにご返送いただきますよう、お願いします。
- ◆ご回答いただきました皆様には、調査結果に関するサマリーと粗品を後日お送りさせていただきます。
- ◆本アンケートに関するお問い合わせは、当財団の下記担当者にご連絡をお願い致します。

(財)年金総合研究センター 研究部： 篠原、鈴木、高橋

TEL 03-3509-1662

◆アンケートの内容

1. 企業属性
2. 人事戦略
3. 財務戦略
4. 退職金・年金制度（退職金・年金制度全般、企業型確定拠出年金、前払い退職金）
5. 採用している制度の詳細（厚生年金基金、適格退職年金）
6. 退職金・年金制度の今後のあり方
7. その他（行政に対する要望などあれば）

回答方法は、原則選択式となっておりますので、ご協力下さい。

「退職給付プランのあり方に関するアンケート」

お手数ですが、ご記入に先立ち、以下の欄に必要事項をご記入下さい。

●貴社名等について記入してください。

貴社名				証券コード	
所在地					
連絡先	電話		FAX		
記入者	ふりがな 氏 名				
	所属部署				
	役 職				
	E-MAIL				

●貴社の業種について最も当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 水産・農林	10. ゴム製品	18. 精密機器	27. 陸運
2. 鉱業	11. ガラス・土石製品	19. その他製品	28. 海運
3. 建設	12. 鉄鋼	20. 卸売業	29. 空運
4. 食料品	13. 非鉄金属	21. 小売業	30. 倉庫・運輸
5. 繊維製品製	14. 金属製品	22. 銀行	31. 通信
6. パルプ・紙	15. 機械	23. その他金融	32. 電気・ガス
7. 化学	16. 電気機器	24. 証券・商品先物	33. サービス
8. 医薬品	17. 輸送用機器	25. 保険	
9. 石油・石炭		26. 不動産	

●貴社の資本金について当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 1億円未満	5. 20億円以上～30億円未満
2. 1億円以上～5億円未満	6. 30億円以上～50億円未満
3. 5億円以上～10億円未満	7. 50億円以上～100億円未満
4. 10億円以上～20億円未満	8. 100億円以上～

●貴社の設立年について当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 1944年以前	4. 1965年～1974年	7. 1995年～1999年
2. 1945年～1954年	5. 1975年～1984年	8. 2000年～
3. 1955年～1964年	6. 1985年～1994年	

1. 貴社に関する事項について

Q 1. 従業員（いわゆる正社員を指します。以下同様）の人数（男子、女子、合計）をご記入下さい。

①. 男子	人
②. 女子	人
③. 合計	人

Q 2. 従業員の平均年齢（男子、女子、合計）をご記入下さい

①. 男子	歳
②. 女子	歳
③. 合計	歳

Q 3. 従業員の平均勤続期間（男子、女子、合計）をご記入下さい

①. 男子	年
②. 女子	年
③. 合計	年

Q 4. 従業員の退職者数①～②について、それぞれご記入下さい。（直近の最終事業年度における1年間の実績値をお答え下さい。）

①. 退職者数（定年退職者を含む）	人
②. 定年退職者数	人

2. 貴社の人事戦略について

※人事戦略全般についてお尋ねします。

Q 5. ①終身雇用と人材の流動化、②新卒採用と中途採用、③年功主義と成果主義のそれぞれについて、現在いずれを重視していますか。それぞれ最も当てはまる番号に○をつけて下さい。

①. 重視する内容				
終身雇用	どちらかといえば 終身雇用	同程度	どちらかといえば 人材流動化	人材流動化
1	2	3	4	5

②. 重視する内容				
新卒採用	どちらかといえば 新卒採用	同程度	どちらかといえば 中途採用	中途採用
1	2	3	4	5

③. 重視する内容				
年功主義	どちらかといえば 年功主義	同程度	どちらかといえば 成果主義	成果主義
1	2	3	4	5

Q 6. ①終身雇用と人材の流動化、②新卒採用と中途採用、③年功主義と成果主義のそれぞれについて、重視度合は3年前と比べてどのように変化しましたか。また3年後はどのように変化していくと思えますか。それぞれ最も当てはまる番号に○をつけて下さい。

①. 変化の内容	終身雇用 をより重視	人材流動化 をより重視	変わらない	何とも いえない
3年前と比べて現在	1	2	3	4
3年後の見込み	1	2	3	4

②. 変化の内容	新卒採用 をより重視	中途採用 をより重視	変わらない	何とも いえない
3年前と比べて現在	1	2	3	4
3年後の見込み	1	2	3	4

③. 変化の内容	年功主義 をより重視	成果主義 をより重視	変わらない	何とも いえない
3年前と比べて現在	1	2	3	4
3年後の見込み	1	2	3	4

Q 7. 従業員が若い間は会社への貢献より低い報酬で働き、その後中高年になると報酬が貢献を上回ると仮定した場合、報酬が貢献を上回るようになるのは貴社では何歳ぐらいだと考えられますか。最もあてはまる番号に○をつけて下さい。

1. 30代後半
2. 40代前半
3. 40代後半
4. 50代前半
5. 50代後半
6. 当社にはその仮定があてはまらない

※人事戦略上の退職金・年金制度の活用についてお尋ねします。

Q 8. 貴社の退職金・年金制度に、人事戦略上①～④の効果を期待しますか。また、実際に効果はあると考えられますか。それぞれ最も当てはまるものの番号に○をつけて下さい。

	効果を期待するか					実際に効果があると 考えられるか				
	期大 待い する	期少 待な すか らす	期ほ 待と しん ど	期全 待く しな い	い何 えと も ない	効大 果い があ る	効少 果な があ らす	効ほ 果と はん ど	効全 果は ない	い何 えと も ない
①. 人材流動化への対応	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
②. 優秀な人材の引き留め	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
③. 成果主義を通じた 従業員のインセンティブ向上	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
④. 安定的な処遇による 従業員のインセンティブ向上	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

Q 9. 退職金・年金の引き下げについて最も近い考えの番号に○をつけて下さい。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の収益の範囲で支払われるものであり、収益によって変動してもやむを得ない 2. 約束した給付額をできるだけ守るべきであるが、労使の合意と合理的な理由があれば過去に遡っての引下げも許される 3. 賃金の後払いであるため約束した給付額をできるだけ守るべきであるが、労使の合意と合理的な理由があれば、将来に向かっての引下げだけは許される 4. その他 () |
|---|

Q10. 退職金・年金制度に対する従業員のニーズを把握する方法として、活用しているものの番号に○をつけて下さい。(複数回答可)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働組合(従業員代表等)を通して把握 2. 従業員(一部)に対するアンケートを通して把握 3. 従業員(大多数)に対するアンケートを通して把握 4. 従業員(一部)に対する個人面接を通して把握 5. 従業員(大多数)に対する個別面接を通して把握 6. その他 () 7. 特に実施していない |
|---|

Q11. 高齢者の継続雇用に関する人事戦略について、実施する予定のもの(実施済を含む)として当てはまる番号に○をつけて下さい。(複数回答可)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 嘱託等の再雇用を必要に応じて実施 2. 嘱託等の再雇用を制度として導入 3. 定年延長を実施 4. 高齢者の継続雇用に関して検討中 5. 高齢者の継続雇用に関して特に対応する予定はない 6. 継続雇用はせず、確定給付企業年金で60代前半の給付を厚くする 7. その他 () |
|--|

Q12. 退職給付会計導入によって明らかとなった財務上の問題点についてどう思われますか。①～⑤それぞれ最も当てはまる番号に○をつけて下さい。

	許容範囲を 超える問題	許容範囲内	問題だが、 許容範囲内	問題ない	それほど 問題ない	全く 問題ない
①. 変更時差異の発生(退職給付引当金の増加)	1	2	3	4		
②. 期待運用収益率と実際の差による変動	1	2	3	4		
③. 割引率の変更による変動	1	2	3	4		
④. 退職給付費用の増加	1	2	3	4		
⑤. 企業利益に対する影響の大きさ	1	2	3	4		

Q13. 退職給付会計導入の影響が及ぶ(あるいは及んだ)範囲についてどう思われますか。①～⑥それぞれ最も当てはまる番号に○をつけて下さい。

	大いに 影響がある	少なからず 影響がある	影響ない	それほど 影響ない	全く 影響ない
①. 格付け	1	2	3	4	
②. 株価	1	2	3	4	
③. アナリストの評価	1	2	3	4	
④. 投資家	1	2	3	4	
⑤. 従業員の安心感	1	2	3	4	
⑥. 退職金・年金制度の見直し	1	2	3	4	

Q14. 退職給付会計導入の際に採った(あるいは検討した)対策はありますか。当てはまる番号に○をつけて下さい。(複数回答可)

1. 退職金・年金の給付算定方法・水準の見直し
2. 年金制度への移行割合を増やす、または年金制度での掛金拠出を加速する
3. 保有株の退職給付信託
4. 企業型確定拠出年金・前払い退職金の導入
5. 退職金廃止
6. 年金制度の解散・解約
7. 特になし
8. その他 ()

Q15. 直近の本決算時に開示した連結退職給付債務の金額、及びその内一時金制度による債務の金額を教えてください。

①. 連結退職給付債務の額	億円
②. 一時金制度による退職給付債務の額	億円

Q16. 退職金・年金制度を検討する上で税制はどの程度考慮しますか。①～⑥それぞれ最も当てはまる番号に○をつけて下さい。

	大いに 考慮する	少なからず 考慮する	それほど 考慮しない	考慮の 対象 にならない
①. 特別法人税	1	2	3	4
②. 給付にかかる所得税 (退職、雑、給与所得)	1	2	3	4
③. 従業員拠出にかかる所得控除 (生命保険料と社会保険料)	1	2	3	4
④. 事業主掛金の損金算入	1	2	3	4
⑤. 退職給与引当金制度の廃止	1	2	3	4
⑥. 確定拠出年金の拠出限度額	1	2	3	4
⑦. 相続税 (遺族給付)	1	2	3	4

Q17. 「年金の積立金は無税であり、運用収益にも課税されていない以上、年金への移行割合や年金制度での積立割合をできるだけ高めるべき」という考え方は、貴社の考え方と一致しますか。

- | |
|---------------------|
| 1. 一致する
2. 一致しない |
|---------------------|

▼ 2. と答えた企業のみ、その理由について当てはまる番号に○をつけて下さい。

- | |
|--|
| 1. 資金事情のため拠出できないことがある
2. 積立資産には思った通りの利回りがあがらないリスクがある
3. 将来の給付減額など制度変更の可能性を考えると積立割合を高めすぎるべきではない
4. その他 () |
|--|

Q18. 退職金・年金制度に関する資産を運用する場合、リスクの負担は本来どうあるべきだと考えますか。最も当てはまる番号に○をつけて下さい。

- | |
|---|
| 1. 会社が主に負担
2. 会社と従業員で分担 (同程度負担)
3. 従業員が主に負担 |
|---|